有機JAS規格に関する意見交換会(札幌会場)議事概要

日時:平成22年4月19日(月)

 $14:00\sim17:00$

場所:農林水産省北海道農政事務所

5 階大会議室

この概要は、会議における意見交換の概要をお伝えする目的で、事務局が、事務局の 責任においてとりまとめたものです。

有機 JAS制度を巡る現状について(資料1)

パネリスト

国産有機農産物の野菜の生産量が35千トンあるようにみえるが、 有機たまねぎの生産量はどれくらいか。

事務局

重量ベースで、国産有機野菜の概ね10%が有機たまねぎであると 認識している。

パネリスト

途上国ではグループ認定が多いとあるが、日本とウガンダの認証制 度の違いはあるのか。

事務局

途上国についての認証制度は詳細に承知していない。

EUやアメリカなどの先進国の有機の制度は日本と変わらない。

途上国の認定方法はグループ認定が多く、人の数で出された統計な ので多くなっている。

パネリスト

日本ではグループ認定をとると他の人に迷惑がかかるという意識があるため、グループ認定を敬遠している。日本でももっとグループ認定を取り入れると検査対応が少なくなり、認定機関としては助かる。

パネリスト

国内での有機ほ場の面積の割合は国内耕地面積の約0.2%となっているが、オーストラリアやアルゼンチン、アメリカでは有機ほ場の割合はどれくらいか。また、牧草地が多いところは有機畜産が多いのか。

事務局

畜産物の頭数は不明。オーストラリア等の有機は場の面積の割合についても、今はすぐにお答えできないが、確か数%であったと思う。

パネリスト

外国産有機農産物の野菜の内訳はどのようなものがあるのか。

事務局

統計の取り方が野菜となっているため、内訳は不明。

パネリスト

有機の市場規模、ほ場面積等に比べ、国内の認証機関数は多いことを示す資料は、認証機関が多いから認定にバラツキが多いということをいいたいのか。

事務局

日本の有機ほ場面積、生産量は少ないが、日本の認定機関の場合は 地域の運動体の中からできてきたと考えているため、世界の中では認 証機関が多いということを記載しているものであり、認定にバラツキ が多いということを言っているわけではない。

東京会場では、認定機関の数が多いことが、認定審査のバラツキが 多い一つの要因ではないかという意見があった。

有機JAS制度における課題(資料2)

【課題1】世界の先進国に比べ、日本の有機生産が伸びない理由は何か?

【課題2】平成17年に導入した有機畜産物がほとんど生産されない理由 は何か?

パネリスト

消費者は有機農産物や有機JASのことを知らないのではないか。 コストがかからないと思われている。技術的能力と事務管理労力が多くかかる。新規で取り組む生産者は意欲的であるが、有機栽培技術が伴っていない。消費者は安全なものを求めるが、本当に選んでくれているのか疑問である。

パネリスト

生産者として発言する。国は有機を潰そうと考えているのではないか、有機を育てようという姿勢が見えない。

作る側はプライドをもって作っていることを理解してほしい。

パネリスト

独自でアンケートを実施しているが、有機 JASを理解している人は20%くらい、見たことはあるが内容まで知らないという人を合わせても60%くらいであり、少しづつ増えているものの驚異的に伸びることはない状況。減農薬・低農薬という言葉はピンとくるが、有機という言葉からは農薬や肥料のことが伝わらない。有機の説明をしている商品が少なく、消費者に伝わらない。

有機畜産が伸びない理由として、野菜の加工品は野菜でも加工品でもそれぞれ認定を取得することができる。畜産がどうして一体で認定を取らなくてはいけないのか見えてこない。

パネリスト

学習会などで有機JASの知識を深めようとしているが、中心的な

活動をしている方でも理解しきれていないのが実態。実際に買うことを考えると価格が高い。北海道でも有機農家を増やそうと計画していたが、逆に減ってしまった。有機農家を増やすためには、生産する技術の確立と販路の拡大が必要。しかし、販路の確保ができても価格が高くなる理由が理解されないと売れないのではないか。認証マークのシールを貼るだけでもコストがかかり、価格が高くなるのではないか。

パネリスト

有機の生産が伸びないのは、価格が高いのが一番大きい。有機よりも無農薬の方が良いという意識があるのではないか。有機は良いイメージはあるが、価格が高いことがネック。また、小売店舗において、強調して販売されておらず、目立たないのではないか。有機の輸入品も多くあり、国内の有機農産物は伸びる余地は多くあると思う。車や家電製品とかでもエコ化減税やエコポイントがある。有機農業はエコの取り組みの一つといえる。エコポイントを導入してはどうか。

畜産物の有機飼料の確保は大変であるが、国内の畜産物の自給率が 非常に低い中で、有機は理想的だが、まず畜産物の自給率を増やす方 が優先。畜産物についても、特別栽培農産物のような段階的な制度が あってもよいのではないか。

パネリスト

国の認証を得て有機畜産物を作ってきた。有機飼料の価格が高く、 確保が大変である。現在、有機飼料は指定農林物資に指定されていな いため、同等国から輸入する飼料についても、有機飼料として認めて ほしい。

事務局

有機を潰そうということはない。諸外国に比べて日本では有機が伸びていないことを省内で議論している。今回は、規格の改正であるが、 規格よりも大きな話として提案している。

野菜は飲食料品であることから単独でJASがつけられるが、生きた畜産物は飲食料品ではないので、JASマークがつけられない。E Uでは生きた畜産物にもマークがつけられ、認定を取ったと畜場に送れば良いことになっている。このような改善が必要かという思いもあり、EU形式も資料として示している。

無農薬という表示は、特別栽培農産物ガイドラインでは禁止している。段階的といわれているが、特別栽培と有機とは別物としてとらえている。大きな違いは、有機食品は第三者認証制度をとっており、必ず認証を取得しなければならない。特別栽培は第三者認証制度になっていないことから同列で比較していない。特別栽培農産物のものに問題があった場合でも、農林水産省として行動を起こすことはできない状況。有機は認証制度をとっているので、違反があれば措置することになる。

有機畜産物のJAS規格の検討を始めているが、飼料のところが厳しいという意見が多い。そこをどう改善していくのか、世界基準があり、大きく乖離すると有機ではなくなる。その辺の折り合いをどうつけるのかが課題となる。

事務局

現在、国では有機農業の推進の取組を支援するため、普及啓発や新規参入促進の事業を実施している。参入促進事業では、新規参入に向けた相談活動、研修の受け入れ先の情報提供などを行っている。普及啓発事業では、有機農業の推進の施策説明等のシンポジウムや意見交換会を行っている。調査事業としては、消費者に対するアンケート調査、種苗の調査実施。また、平成22年度の予算では有機農業の標準的な栽培技術指導書作成に向けた事業を行うこととしている。

さらに、平成22年度は産地収益力向上支援事業において、地域の 有機農業の取組を支援していくこととしている。この事業の中では、 技術講習や販路確保のためマーケティング活動、消費者交流の取り組 みができるような仕組みとしている。また、取り組んでいる産地の方 々と実需者等とのマッチングとして、東京などの大都市でマッチング フェアを開催し、販路確保の一助となる事業を行うこととしている。

一般参加者

国内JASの検査内容と中国の検査内容は同じなのか。安易に輸入されいるのではないか。輸入される時にどういうチェックを行っているのか。

有機飼料はJASで認定されなければJASマークをつけることができない。製品を調べて問題がなければJASマークをつけられるようにしてほしい。

日本のように一体的に認定を取らなくても、トレースできるのであれば、EU方式でそれぞれ認定を行うことは可能ではないか、外国の有機JASに比べて日本の有機JASは厳しいのではないかという印象がある。

一般参加者

有機は値段が高いという消費者の声があるが、米の場合、収量は2~4割確実に減る。除草など何倍もの労力がかかる。有機資材も高く、コストがかかる。そういうことから価格に跳ね返っている。近代的な有機農業を目指し、省力化、機械化などに励んでいるが、価格を下げるような状況にはない。

事務局

世界各国にJASの認定事業者が1700いて、JASマークをつけられる認定事業者の500強が中国にいる。認定事業者を認定する検査の方法は国内と全く一緒である。登録認定機関の検査員が中国に行って検査を行っている。FAMICは抽出して、登録検査機関の検

査員が正しく検査をしているかどうか現地に行って確認している。 検査方法は同等である。

有機 J A S制度における課題(資料2)

【課題3】有機JAS規格の名称の表示の規制は充分か?

パネリスト

有機農産物と同様に有機畜産物も名称の表示の規制対象としてほしい。

パネリスト

資料を見て驚いた。有機の認証のないものを有機と称するのはおか しいのではないか。有機農産物加工食品とか有機畜産物加工食品とい うふうに規格が分かれているのがおかしい。有機加工食品一本でよい。

パネリスト

農産物は有機 JASマークがなければ有機と表示できないのに牛乳などの畜産物は JAS規格と生産方法が違っていても、有機と表示できるのはおかしい。

有機JASが消費者に理解されていない状況で、有機JASを広めようとしているときに、製品によって違いがあるということは紛らわしいので、統一してほしい。

パネリスト

名称規制を統一してほしい。また、加工食品品質表示基準の特色ある原材料の表示で、「有機○○使用」という言葉を商品名の近くに表示している商品が多くある。「酒類における有機等の表示基準」では、有機の原材料のものを使用している割合が50%以上と以下とでは、ポイント数が異なっている。品質表示基準においても消費者が判断しやすい表示としてほしい。

パネリスト

特定保健用食品に無農薬と表示している商品が多い。畜産物で有機の認定受けていないものに有機表示しても構わないということは、消費者も困るし、生産者も一生懸命行っていることが裏切られているように感じる。特保も含めて食品の名称の表示を検討してほしい。

パネリスト

指定農林物資が農産物と農産物加工食品となっているが、他の畜産 物や飼料も指定農林物資に入れてほしい。

事務局

パネリストの方々は、統一したルールにして畜産物関係についても 同じ扱いにするべきとの意見と判断した。

指定農林物資について、意見が出されていたが、参考資料1のp39に名称規制のことに触れている。政令第10条には農産物と農産物加工食品が規定されているが、畜産物は規定されていないので、現在

は名称規制の対象となっていない。東京会場でも同じ意見が多かった。 政令改正に当たっては、地方の意見も一つの指標になる。

有機 J A S 制度における課題(資料2)

【課題4】同等性認定について、今後どのように実施するか?

パネリスト

日本が同等性を認められていない理由は、外交的なことなのか、日本の基準が甘いと他の国から思われているのか。

パネリスト

相互に認定するべきであり、そのようにやっていってほしい。 また、使用許可資材の価格が高いため、国がしっかりやってほしい。 EUと日本との基準の違いを整理してほしい。

事務局

日本の規格は米国の基準と比べても甘いとは思っていない。

どうしてこのようになったかと言うと、同時に申請していないのでタイミングを逸してしまっている。相手からの申請を受けてから、遅れて日本は申請していた。ただし、EUに対しては、8年かけて同等性の交渉中であり、作業を進めているところ。

資材について生産者が使用可能か判断していることが、有機が国内で伸びない原因の一つであると考えている。22年度の予算要求の際に、有機に使用可能資材であるかどうかを判断するために必要な予算要求をして、22年度に予算措置されている。22年度は1700万円で、3カ年で行う。まず最初は、使いやすい、分かりやすい判断基準を作っていく。

パネリスト

同等性認定の審査について、EUや米国は現地調査を行っているが、 日本は現地調査を行っていないのは何故か。予算の関係もあるのか。 また、中国の認定事業者が一番多いが、日本が認めている同等性の 国に入っていないのは何故か。

同等性のあり方について、一方通行の同等性認定は再検討して欲しい。

パネリスト

日本は文書審査のみだが、農薬検査も全くやっていないのか。

事務局

農薬検査はEUもやっていない。どのように認証されているのかというシステムと規格について審査を行う。文書審査のみの理由が予算の関係なのかは分かりかねる。現地調査は行ったほうがよいと思うが、マンパワー的に難しい面もある。しかし、今後は相互承認型式にしていきたい。

中国は登録認定機関の認定を受けた認定事業者は多いが、中国政府

から同等性の認定申請は受けていない。

パネリスト

有機畜産物や有機飼料も同等性の認定の対象となっているのか。

事務局

現状、有機畜産物、有機飼料については同等性認定の対象とはなっていない。チーズなどは、有機JASマークが付されていないものを輸入しても、国内で有機○○と表示して流通させることができる。

パネリスト

中国で有機にんじんを使用したジュースを造り、日本に輸入して有機にんじんジュースとして販売することはできないのか。あるいは、原料として国内で格付けしてはいけないということなのか。

事務局

中国から輸入する場合、同等性が認められていないので、日本に輸入すると有機JASマークも使えないし、有機と表示できない。畜産物を輸入した場合は有機と表示できるが、農産物は、中国から有機のものを輸入しても有機の表示は外してもらう。

なお、最近話題になっているのは、韓国、台湾などで有機の制度ができた。これにより、これまで日本から有機と表示して輸出していた人が、有機と表示して輸出ができなくなって困っているという状況があるので、対応が必要と考えている。

今までの課題、課題以外の論点等の自由意見交換

パネリスト

米国に日本の有機のものを輸出するときに、同等ではないが輸出は できると新聞で見たが、どのような意味か。

事務局

有機の検査認証制度は、米国も日本と同様である。しかし、同等性の手前に別のシステムを持っている。これまでは、日本の機関が米国の検査認証制度に基づく認証機関になろうとする場合、米国に申請をすることになっていた。

今は米国が、農林水産省に米国の検査認証制度に基づく日本国内の 認証機関を認定する権限を与えてくれており、米国に対する同等性に ついては一歩進んだと思っている。

一般参加者

そもそも有機農業は、地域の資源を循環する究極の環境保全型農業 だと思うので、輸出、輸入を前提とした考え方は違うのではないか。 国内の有機農業の拡大、推進に力を入れてほしい。

一般参加者

農業者として、有機 JASマークのシールは勲章である。農業者も 食べる人間であり、審判されるのではなく、有機 JASマークをお届 けしているとの感覚を国として消費者に伝えていくことを目的としてほしい。シールを貼るのがどれくらい大変であるかということと、安全であるということを伝えてほしい。

事務局

東京の意見交換会でももっと啓発するべきであると強く言われているので、あらゆる方法を考えていきたい。

一般参加者

平成22年度の有機関連予算はいくらか。規模が小さいと収入が少なく、認定事業者として毎年かかる費用をまかなうことができないため、認定事業者の申請ができない。農業はエコだと思うので、エコ補助を創設して、生産者の経済的な負担を軽減してほしい。

パネリスト

色々な事業があるのはわかったが、具体的な予算が聞きたい。戸別 所得補償制度などあるが、もう少し有機生産農家の方に助成できない のか。

パネリスト

資材について、色々あって理解に困るものが多くある。資材の内容が分からなかったり、造粒材とかが分かるようにと言っているが、分からず散布した人もいて認定が取り消されている。早急に有機JASで使用できる資材リストを作ってほしい。

パネリスト

北海道たまねぎの生産方法は、機械化をどんどん進めたことにより、 生産が増えてきている。その中で、育苗システムが確立した。一人で 1 haの植え付けが1日でできるので、その植え付けたものは同じ生育 ステージで秋まで行くことができる。ある種の糊で土を固めて、それ を土壌に植え付けていくものであるが、平成23年12月31日以降 はこの資材を使用することができないと言われている。この育苗シス テムがなくなると、有機たまねぎの生産者は悲劇的な結果になる。い ろいろな試験を行って代替品の検討を行っているが、不確定なので厳 しい。

事務局

平成22年度においては、地域の有機農業の取組を支援する産地収益力向上支援事業の予算は、1地区あたり400万円となっている。 どのくらいの応募があるか不明のため地区数は未定である。

なお、エコ補助については、色々な方々から意見をいただいている ところである。

事務局

平成21年度までは、登録認定機関の検査員等の研修費で約1000万円の予算があった。22年度は、これにプラス1700万円で2700万円ある。資材の関係で、どの農薬を使えばよいかの検討に使

っていく。

また、啓発についても予算を獲得できるよう23年度に向けてチャレンジして行く。

たまねぎについては、北海道だけの問題であり、北海道と都府県では生育時期が違う。使っている糊は化学的には有機 J A S 規格で使える資材にならないので、平成23年12月31日までは経過措置で使用可能となっている。北海道の22年度のたまねぎの収穫状況をみながら、関係者と協議していく。8、9月には実証ほ場の結果が分かるのではないか。

一般参加者

昨年からたまねぎの試験を行っているが、散々だった。移植から駄目だった。平成23年末までの経過措置が延長できるよう何とかしてほしい。

(以上)

なお、この議事概要は"である"調にしてあります。